

平成 28 年 11 月 14 日

各 位

茨城県信用組合

水戸市との創業融資に関する協定の締結について

茨城県信用組合は、このたび水戸市（市長 高橋 靖）と創業融資に関する協定を締結いたしました。

今回の創業融資に関する協定の内容は、水戸市内で創業を行おうとする方又は創業間もない方に対して、下記の融資商品にて融資を行った場合に、融資ご利用の方に利子補給を行うものです。

水戸市内で創業及び創業初期の事業者を支援することは、地域密着型金融機関として当組合の使命であります。

当組合は水戸市との協定締結により、市内における創業を促進し支援することで、地域経済の活性化や地方創生に貢献して参ります。

記

利子補給の対象となる融資

No	項 目	内 容
1	対象となる融資商品	日本政策金融公庫国民生活事業との協調融資商品の「協調創業融資」と「協調女性創業融資」
2	対象者	①市内で新たに事業を開始する法人・個人 ②市内で事業開始後 2 期以内の法人・個人 （「協調女性創業融資」は、代表者（事業者）が女性であること）
3	協調融資限度額	20,000 千円以内 （当組合 10,000 千円以内 + 日本公庫 10,000 千円以内）
4	融資割合	原則 5 : 5 （ただし審査状況により変更あり）
5	利子補給期間	3 年間
6	補給割合	1 %

★詳細はお近くの支店担当者へお問合せ下さい

以 上